

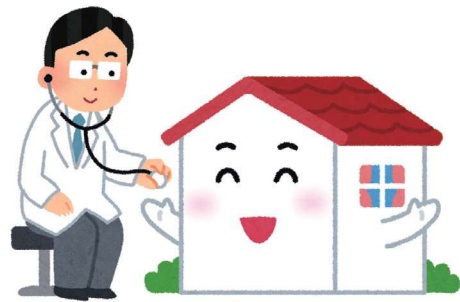
耐震診断《民間木造住宅耐震診断事業》

愛知県が登録した「愛知県木造住宅耐震診断員」が、耐震性に不安のある木造住宅を、無料でくわしく耐震診断します。

対象となる建築物は…（次の①から④の条件を満たす建物）

- ①現在お住まいである
- ②木造住宅（ツーバイフォー、パネル工法等を除く）の
- ③一戸建て住宅、併用住宅、長屋住宅および共同住宅（貸家を含む）で
- ④昭和56年5月31日以前に着工されたもの

※申し込みは、建物所有者に限ります。（貸家の場合は、大家さんからの申し込みをお願いします。）



申し込みから診断結果のお知らせまで

1 申し込み

①別紙の申込書
に必要事項を
記入してください。



②市役所建築住宅課に郵送、
または直接提出してください。



受付完了

2 調査日時の打ち合わせ

診断員の決定

はがきが届きます。

診断員が、お宅へ電話をします。
調査日時など、打ち合わせを
してください。

調査日時の決定

3 現地調査

現地調査は、約1時間程度の調査
立ち会いをお願いします。

4 診断結果のお知らせ

診断結果は、診断員が説明にうかがいます。
耐震性に不安がある場合には、診断結果にもとづいた
アドバイスをします。診断結果は第三者に公表するこ
とはありませんので、ご安心ください。

●すまいの耐震判定表

判定値	判 定	アドバイス
1.5以上	倒壊しない	安全と思われますが、希望があれば 専門家による耐震診断を受けてください。
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	「部分的な欠陥等」の指摘がある場合、程度に応じて 改修が必要です。
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	耐震診断結果の所見をもとに、耐震改修等の対策が 必要です。
0.7未満	倒壊する可能性が高い	

耐震改修《民間木造住宅耐震改修費補助金》

上記の耐震診断を受け、判定値が1.0未満と判定された住宅について耐震改修工事をする方を対象に補助します。

- ①判定値を1.0以上とする耐震改修工事をする方
- ②判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することで判定値を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事をする方

※①、②の耐震改修工事の補助限度額は異なります。

耐震性のない木造住宅の解体費補助《耐震不適格木造住宅除却費補助金》

上記の耐震診断を受け、判定値が0.7未満と判定された住宅を解体する方を対象に補助します。

耐震関連補助金の受領に代理受領制度が使用できます。

代理受領制度とは、建物を所有する方など（申請者）が蒲郡市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除されます。申請者は、補助金相当額を除いた工事費用を用意すればよいので、当初の負担が軽減されます。

既存住宅の耐震改修をした場合、補助の有無にかかわらず、一定条件や期間のもと所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置が受けられます。

問合せ

蒲郡市役所 建設部 建築住宅課

☎(0533) 66-1133 FAX (0533) 66-1198

e-mail: kenchiku@city.gamagori.lg.jp